

# 10月から子ども手当制度が変わりました 「子ども手当」受給には 申請が必要ですよ!!

10月以降子ども手当を受給するには、すでに子ども手当を受給していた方も、手続きが必要となります。

9月まで町で子ども手当を受給していた方には、10月末までに認定請求書を送付しています。記入方法をご覧のうえ、添付資料とともに提出してください(郵送可)。

## ▼対象者

中学校卒業前までのお子さんを扶養しているすべての方

## ▼支給額

別表1を参照。

## ▼支給時期

対象となる期間は10月～平成24年3月分です。支給時期は別表2を参照。

※12月28日(水)までに申請をいただければ、平成24年2月に手当を受け取ることができます。

## 【ご注意ください】

- ・10月以降に転出や転入した方、10月以降にお子さんが生まれた方について、異動の場合は転出予定日から、出生のときは誕生日から15日以内に申請が必要です。
- ・公務員は勤務先に申請してください。
- ・公務員になったとき、公務員でなくなったときも15日以内に申請してください。

※平成24年4月以降の手当については、制度が決まり次第お知らせします。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。だくか、窓口にあるリーフレットをご覧ください。

別表1 支給額

子どもの年齢	子ども手当月額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

別表2 支給時期

支給時期	対象期間
平成24年2月	平成23年10月～平成24年1月分 (4か月分)
平成24年6月	平成24年2月～3月分 (2か月分)

# ひとり親家庭等へ 医療費を助成します



この制度は、ひとり親家庭等で児童を養育している方とその児童の医療費のうち、自己負担額(入院時食事負担金を除く)を町が助成し、生活の安定と自立を支援する制度です。該当する方には医療証が交付されますので申請してください。

## 対象者

- 次に該当する児童及びその児童をひとりで養育している方
- ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童
  - ・20歳未満で一定の障害がある児童
  - ・20歳未満で高等学校等に在学している児童

▼次のいずれかにあてはまる方は、該当しません。

- ・健康保険に加入していない
- ・生活保護を受給している
- ・児童が児童福祉施設や里親に預けられている
- ・障害者医療費給付事業対象者

## 所得制限について

父・母または養育者、同居の扶養義務者の前々年所得により判定をします。

所得制限額は養育している児童の数などで異なります。

また、申請月により判定対象となる所得の対象年度も異なりますのでご注意ください。詳細は、子育て支援室までお問い合わせください。

## 申請手続きに必要なもの

- ①健康保険証
  - ②印かん
  - ③父・母または養育者、同居の扶養義務者が平成23年1月1日に大磯町以外の市町村に居住していた場合は前々年の所得証明書(平成23年12月31日までの新規申請は、平成21年中の所得証明書、平成24年1月1日以降の新規申請は平成22年中の所得証明書)
- ※児童扶養手当該当者は③の添付は不要です。

## 現況届の提出

医療証の有効期限は、毎年12月31日までです。現在医療証の交付を受けている方は、12月中に現況届の提出が必要です。

## ◎問い合わせ

子育て支援室

☎内線305

## ◎問い合わせ

子育て支援室

☎内線318